

【地域包括ケアシステム等について】

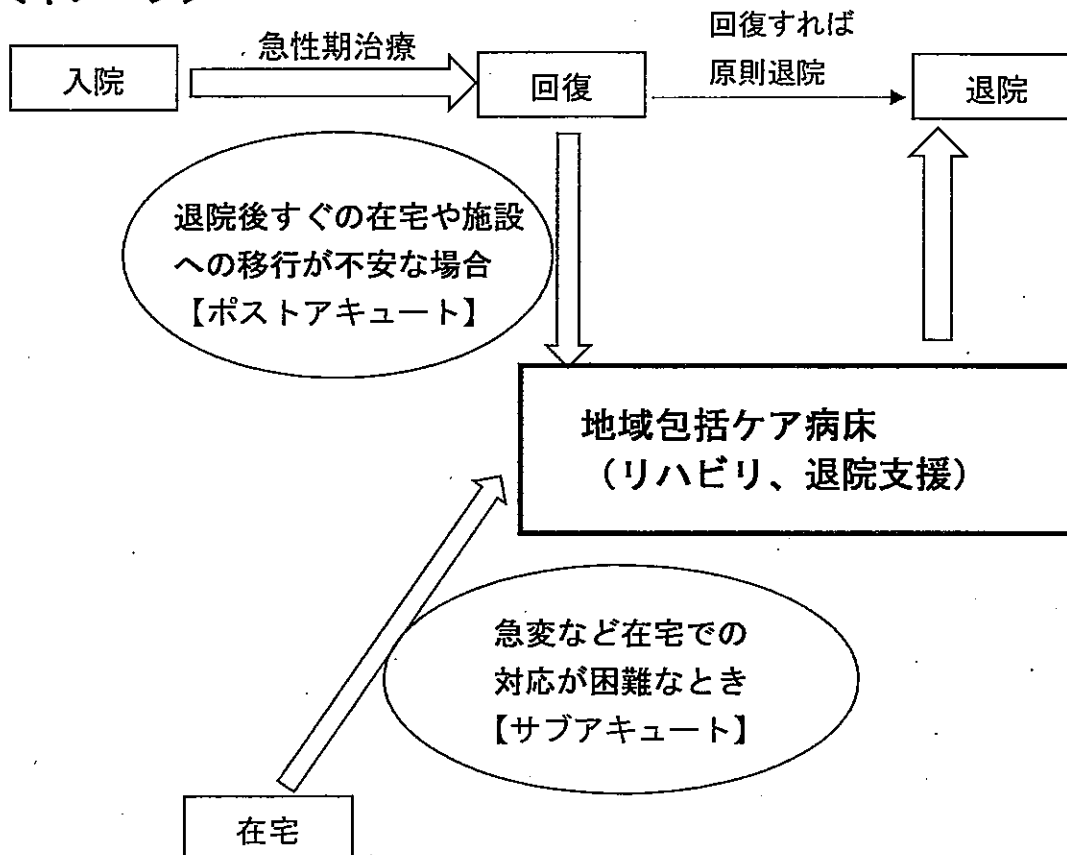
1 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。(埼玉県地域保健医療計画より)

2 地域包括ケア病床

急性期治療を終えた患者の受入れ、在宅療養患者の緊急時の受入れ及びこれら患者の在宅復帰支援等を目的とした病床。(埼玉県地域保健医療計画より)

<イメージ>



3 療養病床

主として長期にわたり療養を必要とする患者を収容することを目的とした病院又は診療所の病床。(埼玉県地域保健医療計画より)